

令和六年産あへんの納付期限を定めた件

○厚生労働省告示第二百号

あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三十条の規定に基づき、令和六年産あへんの納付期限を次のように定めたので、同条の規定により告示する。

令和六年五月二十日

厚生労働大臣 武見 敬三

| 種類      | 栽培区域   | 納付期限                   |
|---------|--|------------------------|
| 甲種研究栽培者 | 北海道名寄市<br>茨城県つくば市<br>東京都小平市<br>長崎県長崎市<br>鹿児島県熊毛郡中種子町 | 令和六年九月三十日<br>令和六年八月三十日 |